

◆◆◆◆◆ エンゼルヘルパー派遣事業のご案内 ◆◆◆◆◆

1. エンゼルヘルパー派遣事業とは

妊娠中や出産後6か月以内の核家族家庭の他、昼間、ご家族がいても、年齢や仕事などの理由で、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方に、市と契約を結んだ事業者からヘルパー(女性)を派遣し、身の回りの世話や乳児の育児などを援助し、子育てを支援します。

2. 対象となる方

- ① 妊娠中または出産後6ヶ月以内で、昼間、ご家族がいても、年齢や仕事などの理由で、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方
- ② 多胎での出産後1年以内で、そのお子さんを養育している方



3. サービス内容

①家事に関する援助	乳児に関する育児の援助
(1)食事の準備及び後かたづけ	(1)授乳
(2)衣類の洗濯、補修	(2)おむつ交換
(3)居室等で行う日常的な清掃、整理整頓	(3)沐浴介助 ・お湯の準備や片づけ、赤ちゃんの受け取り、拭き取り、着替え等をお手伝いします。 ・赤ちゃんをお風呂にいれることや、沐浴指導はできません。
(4)近隣店舗での持てる範囲の買い物	(4)適切な育児環境の整備
(5)役所への申請・届出、郵便物の持ち込み ※役所での手続きに関しては、委任状が必要な場合があります。事前に担当の窓口へお問い合わせください。なお、金融機関への現金のお振り込み等はできません。	(5)その他必要な育児援助 ・留守番はできません。 ・上の子の育児支援は、ちばしファミリー・サポート・センターの活用ができます。
(6)その他必要な家事援助	

4. 利用回数

1回2時間、1日2回、20回を限度とする。

ただし、多胎の場合は、妊娠中から出産後1年以内で、1回2時間、1日2回、50回を限度とする。

5. 利用時間

日～土(ただし12/29～翌年1/3を除く) 午前8時～午後6時

6. 利用料金

(1) 利用料については、初回は無料です。右下の初回無料クーポンを利用当日に事業者へ渡してください。以降は、サービス提供のたびに、下記の現金を直接事業者にお渡しいただきます。

	区 分	利用料(1回2時間あたり)
①	生活保護世帯・市民税非課税世帯	無料
②	所得税非課税世帯	250円
③	その他の世帯	1,650円



キリトリ線

千葉市エンゼルヘルパー派遣事業 (初回無料クーポン 見本)

平成29年4月1日からご利用いただけます。
このクーポンの引き渡しで、初回利用が無料となります。

利用日 H29年4月1日 登録番号 ○○

氏名 ○○ ○○

(2) 利用料の減免について

世帯の所得区分	証明書等の名称(内容)・・・例	証明書等交付場所
① 生活保護受給世帯 市県民税非課税世帯	生活保護受給証明書	○保健福祉センター社会援護課
	市民税・県民税課税証明書(非課税内容)	○市税事務所(東部・西部) ○市税出張所(中央・花見川・稲毛・緑) ○市民センター
	市民税・県民税課税通知書(はがき)	5月中旬頃に本人宅へ郵送(申告者のみ)
	市民税・県民税特別徴収税額の通知書(非課税内容)	5月中旬頃に勤務先から本人へ
	※4月1日～5月31日にご利用の場合⇒前年度(前々年)の証明書等 6月1日～翌年3月31日にご利用の場合⇒その年度(前年)の証明書等 また、例年6月1日～10日頃まで市民税・県民税課税証明書が交付できない場合がございますので、幼保支援課へお問い合わせください。	
② 所得税非課税世帯 ①を除く	ご利用の前年についての所得証明書等が必要になります。	
	給与所得の源泉徴収票 (源泉徴収額+住宅借入等特別控除の額0円)	勤務先から本人へ
	所得税の確定申告書控 (申告書A「22」=0円)(申告書B「27」=0円)	2/16～3/15頃の税務署申告時控

7. キャンセル料について

やむをえない理由を除き、キャンセルはしないようお願いいたします。

利用者の都合により、ヘルパー派遣が中止された場合は、次のキャンセル料を派遣事業者に直接お支払ください。※キャンセルが続く場合、その後のご利用をお断りする場合があります。

	キャンセル料
派遣前々日の16時までに連絡があった場合	無料
派遣前々日の16時から派遣前日の16時までに連絡があった場合	820円
派遣前日の16時以降に連絡があった場合(利用者宅訪問後のサービスの供与中止を含む)	1,650円

8. 利用方法

利用希望日が決まっていない方 まずは事前登録！

①事前登録 申請書に必要事項を記入し、申請書配布場所へ直接持参。

または、電子申請は、市HPサイト内検索 ……**検索** エンゼルヘルパー
インターネット検索 ……**検索** ちば電子申請 エンゼルヘルパー

郵送・FAXは、〒260-8722 千葉市役所幼保支援課 043-245-5629へ

②ヘルパー利用 利用希望日が決定したら、TELで幼保支援課へ。Eメール(shien.CFG@city.chiba.lg.jp)可

利用希望日が決まっている方

なるべく利用希望日の5日前までに(閉庁日を除く)、事前登録【上記①】と同じ方法で申請。

申請書配布場所 保健福祉センターこども家庭課・健康課、幼保支援課。申請書は市HPからDL可。

※希望事業者は、市作成の事業者一覧(事業者は主に社会福祉に関する研修等を受けたヘルパー派遣をする事業者とベビーシッターを派遣する事業者がいます。)や事業者一覧の掲載事業者制作のHPなどを見て、選びます。選択に迷われる場合は、幼保支援課にご相談ください。看護師資格のあるコーディネーターが、利用者の方の状況や希望をお聞きし、事業者選びのお手伝いや現在感じている疑問や不安があれば、そのご相談もお受けします。



【お問い合わせ】

千葉市こども未来局こども未来部
幼保支援課

千葉市中央区千葉港2-1

電話: 043-245-5180

FAX: 245-5629

開庁日: 月～金(祝日・年末年始除く)

8:30～17:30